

令和8年度 鯖江市保育料徴収基準額表

各月初日の入所子どもの属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）	
		3歳未満児（4月1日時点）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
第2	市民税非課税世帯	0	0
第3	市民税所得割の課税額が次の区分に該当する世帯	円未満 24,300	8,000 (3,500)
第4		～48,600	7,800 (3,400)
第5		～72,800	11,000 (5,000)
第6		～77,101	17,000 (7,000)
		～97,000	16,700 (6,900)
第7		～133,000	21,000 (9,000)
第8		～169,000	21,000
第9		～301,000	20,600 (8,800)
第10		～397,000	20,600
第11	397,000以上	29,000	28,500
		36,000	35,300
		46,000	45,200
		49,000	48,100
		54,000	53,000
《軽減について》 (1) 保護者が監護し、生計が同じ「子ども」であれば、第1子の年齢にかかわらず、第2子以降が無料 (2) 市民税所得割の課税額が77,101円未満のひとり親世帯等、在宅障がい者（児）のいる世帯等は、保護者が監護し、生計が同じ「子ども」であれば、第1子の年齢にかかわらず、第1子が特別額（上記料金表カッコ書の料金） （注1）（2）については、申請書を提出した翌月から適用となります。 （注2） 保育料は原則として父母の市民税所得割額を基に算定されますが、同居している祖父母が家計の主宰者である場合には、祖父または祖母が算定の対象となることがあります。			

* 幼児教育・保育の無償化により、1号認定の児童、2号認定のうち3歳以上児（4月1日時点）の保育料は無料となります。